

デジタル臨時行政調査会の開催について

令和 3 年 11 月 9 日
内閣総理大臣 決裁

- 1 デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、デジタル臨時行政調査会（以下「調査会」という。）を開催する。
- 2 調査会の構成員は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

会長 内閣総理大臣

副会長 デジタル大臣、内閣官房長官

構成員 内閣総理大臣が指名する国務大臣及びデジタル改革、規制改革、行政改革に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者
- 3 調査会の庶務は、内閣官房及び内閣府の協力を得て、デジタル庁において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。